

毎月 11 日は

## 防災を「考」える日

令和 6 年 4 月号



### 「地震と耐震化：安全な生活環境を守るために」

#### ■ 耐震化の必要性

昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建てられた建物には、耐震性が不十分なものが多く存在しています。そのような建物でも耐震化をすることで、現在の耐震基準で建てられた建物と同等の耐震性を確保することができ、大地震による建物の倒壊から人命や財産を守り、被害の軽減につながります。



#### ■ 木造住宅の耐震化・ブロック塀等に関する助成事業

市では、地震に強いまちづくりを目指すため、木造住宅・ブロック塀等の地震対策を支援する事業を実施しています。令和 6 年度の募集等については、決まり次第広報せぬま、市公式サイト等でお知らせします。



#### ■ 防災基礎クイズ

- Q 昭和 56 年 6 月から適用されている現行の耐震基準は中規模の地震（震度 5 強程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安としたものである。  
○か×か？

毎月 11 日は「防災を考える日」です。

震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

#### ■ 問い合わせ先／市危機管理課 防災安全係

☎:0226-22-3402 FAX:0226-22-1467 Email:kikikanri@kesenuma.miyagi.jp

( 答え : × ) 大規模の地震（震度 6 強から 7 程度）に対して、倒壊等の被害を生じないことを目安としている。